請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成18年１月20日付17文科施第346号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置又は「独立行政法人日本スポーツ振興センター競争参加者の資格等に関する細則」（平成15年度細則第35号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。

④　応募者である単体企業又は共同企業体の構成員のいずれもが、他の応募者でなく、また、他の応募者である共同企業体の構成員でないこと。

⑤　応募者である単体企業又は共同企業体の構成員のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が他の応募者である単体企業又は共同企業体の構成員でないこと（資本関係又は人的関係がある者の全てが、いずれの共同企業体の代表者でない場合を除く。詳細は説明書による。）。

⑥　応募者である単体企業又は共同企業体の構成員のいずれもが、別途業務（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。）を受託した企業又はこれらと資本関係又は人的関係がある者でないこと。詳細は説明書による。

⑦　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれらに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑶　設計企業の参加資格要件　応募者である単体企業又は共同企業体の構成員のうち設計業務を担当する者（以下「設計企業」という。）は、次の要件を満たす企業又は一の設計共同体（複数の設計企業が、分担業務共同実施又は分担業務分割実施により設計業務を担当する場合の体制をいう。以下同じ。）であること。

①　単体企業、共同実施方式又は分担実施方式の場合、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に規定する一級建築士事務所の登録を行っていること。

②　単体企業、共同実施方式又は分担実施方式の場合、文部科学省における「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第32条で定める競争参加資格についての平成27・28年度設計・コンサルティング業務（以下「設計・コンサルティング業務資格」という。）のうち「建築関係設計・施工管理業務」の認定を受けていること。

③　単体企業、共同実施方式又は分担実施方式の場合、管理技術者及び設計業務の分担業務分野を担当する主任技術者を配置できること。分担業務分野の内容や、管理技術者及び主任技術者に求める資格等は説明書による。

④　設計企業が設計共同体である場合、設計業務について、分担業務共同実施又は分担業務分割実施のいずれかを選択し、本事業に係る設計共同体の属する共同企業体として設計・コンサルティング業務資格のうち「建築関係設計・施工管理業務」の認定を受けていること。

⑤　設計共同体が、分担業務共同実施により設計業務を行う場合、当該設計共同体の構成員の数は２以上とすること。また当該設計共同体は上記③を満たすとともに、いずれの構成員においても上記①及び②を満たしていること。

⑥　設計共同体が、分担業務分割実施により設計業務を行う場合、当該設計共同体の構成員の数は２以上とすること。また当該設計共同体は上記③を満たすとともに、いずれの構成員においても上記①及び下記⑦を満たしていること。

⑦　設計共同体の構成員のうち、建築関係業務を含む業務を分担する者は、設計・コンサルティング業務資格のうち「建築関係設計・施工管理業務」の認定を受けていること。建築設備関係業務のみを分担する構成員は、設計・コンサルティング業務資格のうち「建築設備関係設計・施工管理業務」の認定を受けていること。土木関係業務のみを分担する構成員は、設計・コンサルティング業務資格のうち「その他コンサルティング業務」の認定を受けていること。

⑷　建設企業の参加資格要件　応募者である単体企業又は共同企業体の構成員のうち工事施工等業務を担当する者（以下「建設企業」という。）は、次の要件を満たす企業、一の建設共同体（複数の建設企業が、分担業務共同実施により工事施工等業務を担当する場合の体制をいう。以下同じ。）又は一の異工種建設共同体（異工種からなる複数の建設企業が、分担業務分割実施により工事施工等業務を担当する場合の体制をいう。以下同じ。）であること。

①　単体企業、共同実施方式又は分担実施方式の場合、建設業法（昭和24年法律第100号）別表第一に規定する建築工事業、電気工事業又は管工事業について、担当する工事に該当する許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。

②　単体企業、共同実施方式又は分担実施方式の場合、次のアからウまでの各工事に携わる企業は、文部科学省における各工事の一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査、再認定を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が、それぞれアからウに示す点数以上であること。

ア　建築一式工事　1,190点以上
（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、990点以上）

イ　電気工事　1,100点以上
（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、900点以上）

ウ　管工事　1,100点以上
（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、900点以上）

③　次のアからウまでのいずれかの実績を有していること。

ア　単体企業、共同実施方式又は分担実施方式の場合、単体企業又は共同企業体の構成員が、平成７年以降に元請として完成・引渡しが完了した下記ＡからＣまでの全ての要件を満たす工事の施工実績（以下「代表企業実績」という。）を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合に限る。また、異工種建設共同企業体の構成員としての実績は、協定書により確認できるものに限る。ただし、事業協同組合の構成員の実績は認められない。）。

Ａ　工種　建築一式工事　下記ａの要件を満たす工事の施工実績を有すること。

ａ　同種工事　下記ｉの要件を満たす新築工事

ｉ　建物規模及び用途　観客席数が15,000以上のスポーツ観戦施設

Ｂ　工種　電気工事　下記ａ又はｂのいずれかの要件を満たす施工実績を有すること。

ａ　同種工事　下記ｉからⅲまでの要件を満たす新築工事

ｉ　建築規模及び用途　⑷③アＡａｉに同じ。

ⅱ　工事種目　電灯設備又は火災報知設備

ⅲ　上記ｉからⅱまでは同一工事の実績であること。

ｂ　類似工事　下記ｉからⅲまでの要件を満たす新築工事

ｉ　建築規模及び用途　観客席数の合計が1,000以上のホール等を含む延べ床面積が10,000㎡以上の施設

ⅱ　工事種目　電灯設備又は火災報知設備

ⅲ　上記ｉからⅱまでは同一工事の実績であること。

Ｃ　工種　管工事　下記ａ又はｂのいずれかの要件を満たす施工実績を有すること。

ａ　同種工事　下記ｉからⅲまでの要件を満たす新築工事

ｉ　建物規模及び用途　⑷③アＡａｉに同じ。

ⅱ　工事種目　空気調和設備又は給排水設備

ⅲ　上記ｉからⅱまでは同一工事の実績であること。